

# 平成 26 年分所得税還付申告、住民税申告及び申告相談

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

- 受付期間 1月20日(火)～2月13日(金) ※土・日・祝日は除く
- 受付場所 当別町役場1階 大会議室
- 受付時間 9時～11時30分、13時～16時 ※午前の受付開始から30分程度は、混雑が予想されます。

毎年、確定申告期間(2月16日～3月16日)の確定申告会場は非常に混み合います。待ち時間を少しでも短縮するため、対象の方はこの期間(1月20日～2月13日)をぜひご利用ください。

また、医療費控除や寄附金控除による還付のみの申告者は、インターネットを通じて申請ができる「e-Tax」や数字入力だけで申告書を作成できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」での申告書作成をお勧めしています。

なお、譲渡所得(土地、家屋、株式等)や雑損控除のある方、青色申告の方は、還付申告であっても受付できません。2月2日以降に札幌北税務署(☎ 011 - 707 - 5111)で申告をしてください。

## 所得税の還付申告ができる方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や住宅の増改築をされた方
- ④寄附金・医療費控除等を受けることができる方など

### 必要な書類

- ①～④共通及び住民税申告
- ・源泉徴収票(コピーは不可) ・印鑑
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料及び介護保険料の領収書・国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書など

## 医療費控除を受ける方は

- ・医療費控除は年間医療費支払額が10万円又は合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合に適用できます。
- ・1年分の医療費等を**病院別に事前に集計し(生計を一にする親族分の医療費を合わせて申告する場合も病院別に集計)**医療費の明細書等に記載してください。明細書は税務課税務係に用意してあります。
- ・保険等で補てんされた場合は、その金額を差し引いて集計してください。

## 法定調書関係書類等の提出について

関係書類等の提出は、次のとおりです。

▼提出期限 2月2日(月)

▼提出場所

- ・給与支払報告書(総括表・個人別明細)  
→役場税務係(役場1階)へ
- ・上記以外の書類→札幌北税務署へ

## 住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや児童手当及び各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は**住民税の申告が必要**です。

## 公的年金等を受給されている方は

税制改正により、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税の確定申告が必要なくなりましたが、住民税の申告は必要です。該当の方は必ず申告してください。本来受けられるはずだった各種控除が平成27年度住民税に反映されない場合があります。

## 白色事業所得者(営業・不動産等) を対象とした収支内訳書の記載相談

円滑な申告受付事務を行うために、収支内訳書の記載相談をこの期間(1月20日～2月13日)に同会場でお受けしています。

必要な書類等を整理の上、お気軽にお越しください。

## 復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

## 平成 27 年 1 月から改正されます

### 国民健康保険の高額療養費制度の自己負担額など

70 歳未満の方の限度額適用認定証の所得区分が次のとおり変わります。70 歳以上の方は変更ありません。  
平成 27 年 1 月以降に限度額認定証を希望される方は、役場の住民課国保・後期高齢者医療係へ申請して下さい。

(変更前) 平成 26 年 12 月まで

区分	世帯の判定所得※	認定証の表記	限度額 (年 3 回目まで)	限度額 (年 4 回目以降)
住民税 課税世帯	600 万円超	A	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1%	83,400 円
	600 万円以下	B	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
住民税非課税世帯		C	35,400 円	24,600 円



(変更後) 平成 27 年 1 月から

区分	世帯の判定所得※	認定証の表記	限度額 (年 3 回目まで)	限度額 (年 4 回目以降)
住民税 課税世帯	901 万円超	ア	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
	600 万円超 ~ 901 万円以下	イ	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
	210 万円超 ~ 600 万円以下	ウ	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
	210 万円以下	エ	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯		オ	35,400 円	24,600 円

※世帯の判定所得は、世帯の国保加入者 1 人ずつの所得から 33 万円を控除した額の合算額です。

## 後期高齢者医療制度のお知らせ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」に支払った自己負担額の 1 年分の合計額が下表の基準額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。手続きには役場の担当窓口への申請が必要です。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが 0 円の場合は、対象となりません。
- 支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

◆ **自己負担限度額表** 【1 年分の自己負担額の計算期間：平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3 割	現役並み所得者	6 7 万円	
	一般	5 6 万円	
1 割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ (※1)	3 1 万円
		区分Ⅰ (※2)	1 9 万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税である方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が 0 円 (公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

## 医療費通知の送付を希望される方はご連絡下さい

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成 27 年 3 月末 (平成 26 年 7 月～12 月診療分) です。

- ・新たに発行をご希望の方は、下記の問合せ先までご連絡ください (電話でのご連絡だけで手続きできます)。
- ・すでに発行希望のご連絡をいただいている方は、再度ご連絡いただく必要はありません。

▼問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011 - 290 - 5601) 役場住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)